

都市農業経営パワーアップ事業地域支援チームの設置について

21 産労農振第 1916 号
平成 22 年 4 月 1 日
一部改正 25 産労農振第 61 号
平成 25 年 4 月 1 日

第 1 設置

都市農業経営パワーアップ事業実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付 21 産労農振第 1873 号以下「実施要綱」という。）第 8 の 1 に基づき、都市農業経営パワーアップ事業地域支援チーム（以下「地域支援チーム」という。）を都市農業経営パワーアップ事業（以下「事業」という。）実施事業ごとに設置する。

第 2 構成

- (1) 地域支援チームは、農業振興事務所振興課、農業改良普及センター、区市町、JA 等の職員をもって構成する。
- (2) 地域支援チームにチーム長を置くこととし、農業振興事務所職員がこれに当たる。

第 3 事務局

地域支援チームの事務局を農業振興事務所振興課に置く。ただし地域支援チームの構成員が属する別の組織に置くこともできる。

第 4 所掌事項

地域支援チームは、事業が円滑かつ適正に推進できるよう実施主体に対し事業計画の策定や事後の指導・助言を行うものとし、所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 計画的事業推進に関すること。
- (2) 事業実施計画の策定指導及び事業実施に係る指導・助言に関すること。
- (3) パワーアップ計画の策定指導等に関すること。
- (4) 事業完了後の評価等フォローアップに関すること。
- (5) その他、都市農業経営パワーアップ事業の推進指導に関すること。

第 5 招集

地域支援チームは、チーム長が招集する。

第 6 その他

この要領に定めるもののほか、地域支援チームの運営に関し必要な事項はチーム長が定める。